

平成 22 年度(2010 年度)  
箕面市立病院看護師等修学資金修学生  
募 集 要 項

◇応募資格◇

看護師等養成施設※に在学し、卒業後看護師免許等を取得し、箕面市立病院の職員として看護業務等に従事する意志を有する人（最終学年に在学する人を除く。）で、当院の採用時の年齢が32歳未満の人。

◇募集人員◇            5名以内

◇貸与する額◇        月額     50,000円

◇申請手続◇

(1) 申込方法

申請の申込みは、下記へ持参又は郵送で受け付けます。

なお、郵送に当たっては、必ず簡易書留をご利用ください。

申込先：箕面市立病院 事務局経営企画課

〒562-0014 箕面市萱野5-7-1

Tel 072-728-2001 (代表)

(2) 申込期間

平成22年5月6日(木)から平成22年5月21日(金)まで

持参：午前8時45分から午後5時15分(土・日曜日は除きます。)

郵送：平成22年5月21日の消印があるものまで有効とします。

(3) 提出書類

- ① 看護師等修学資金貸与申請書(様式第1号)
- ② 住民票の写し又は外国人登録証の写し
- ③ 履歴書
- ④ 養成施設の在学証明書、入学許可書又は合格証明書(いずれか1通)

◇選考日時等◇

平成22年5月30日(日)午前9時から箕面市立病院会議室(リハビリテーションセンター2階)にて面接を行います。

#### ◇貸与対象期間◇

申込みにより、選考のうえ貸与決定した日の属する月から、養成施設を卒業する日の属する月まで。（ただし、養成施設を中途退学したときなどは、それまで貸与を受けた額の全額を償還することになります。）

#### ◇貸与決定後の提出書類◇

貸与決定通知書とともに誓約書（様式第4号）を送付しますので、連帯保証人と連書の上、提出してください。

連帯保証人は、独立の生計を営む成年者2人とし、申請者が未成年であるときは、そのうち1人はその者の法定代理人でなければなりません。

#### ◇償還免除◇

貸与期間に応じ、病院規程で定める期間を当院の職員として勤務したときは、修学貸与金の償還を免除します。ただし、卒業後1年以内に看護職員の免許を取得できなかった場合には、免除されません。

#### ◇その他◇

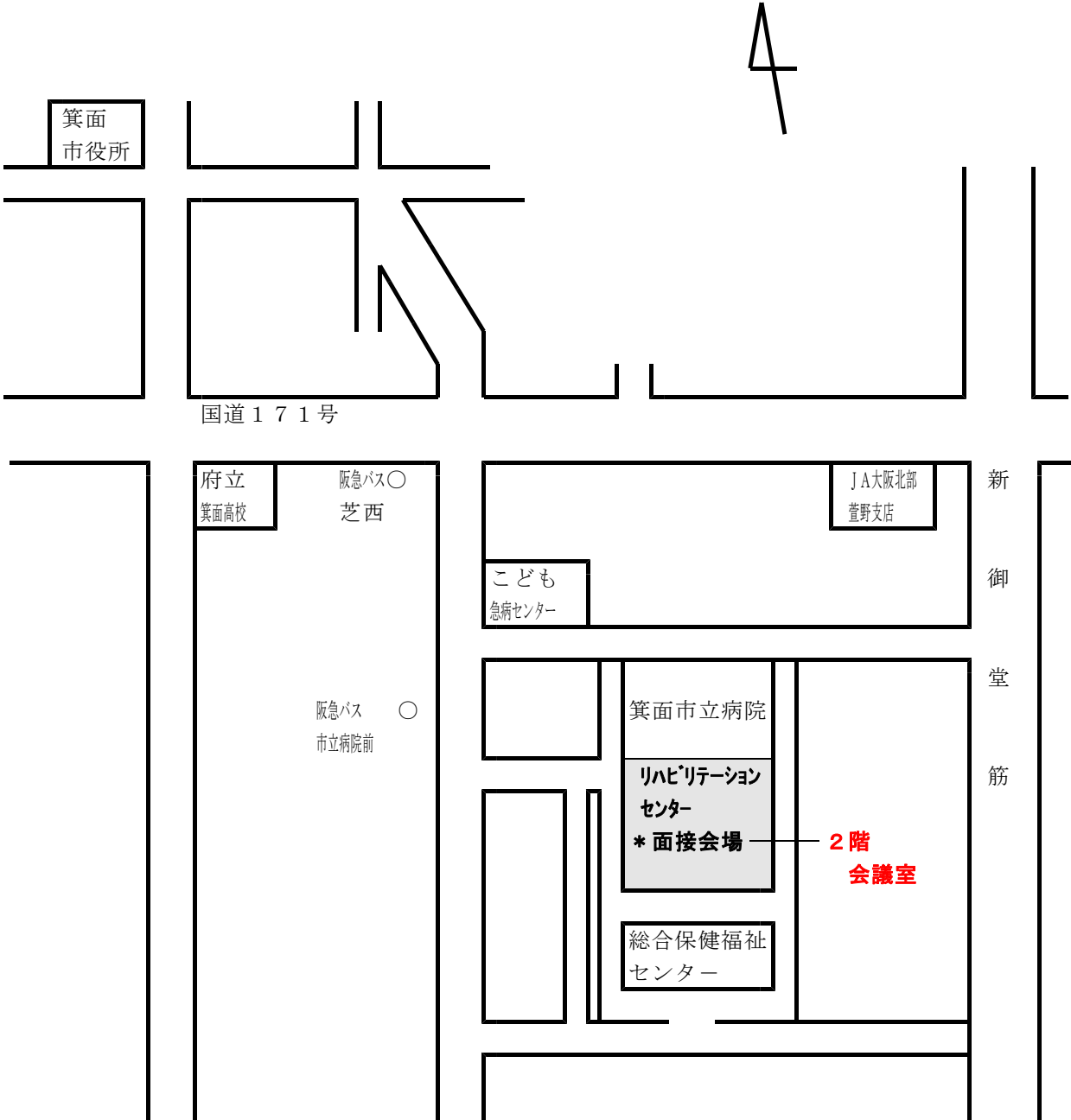
その他については箕面市病院看護師等修学資金貸与条例等の規定によります。修学資金の貸与が箕面市立病院の看護職員の採用に際していかなる優先権も与えられません。

#### \*看護師等養成施設

- ・保健師助産師看護師法第20条第1号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は同条第2号の規定により厚生労働大臣が指定した助産師養成所
- ・法第21条第1号の規定により文部科学大臣が指定した大学、同条第2号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は同条第3号の規定により厚生労働大臣が指定した看護師養成所

**5月30日（日）面接会場地図**

- 箕面市立病院（リハビリテーションセンター 2階 会議室）  
箕面市萱野5-7-1  
電話 072-728-2001  
阪急バス市立病院前バス停下車



様式第1号(第3条関係)

看護師等修学資金貸与申請書

年 月 日

箕面市病院事業管理者 様

(申請者) 住 所

氏 名

印

生年月日

年

月

日

看護師等修学資金の貸与を受けたいので、箕面市病院看護師等修学資金貸与条例施行規程第3条の規定により、申請します。

貸与対象の種類	助産師 ・ 看護師
養成施設	
名 称	
所 在 地	
課 程	課程 第 学年
入 学 年 月 日	年 月 日
卒 業 予 定 年 月 日	年 月 日

備考 貸与対象の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。

- 添付書類
- 1 住民票の写し又は外国人登録済証明書
  - 2 履歴書
  - 3 養成施設の在学証明書、入学許可書又は合格証明書